

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 稲葉 良幸 様 あて名 〒106-6123 日本国東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー23階 TMI 総合法律事務所		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 20.09.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 M0951AIP0049		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/069935	国際出願日 (日.月.年) 05.07.2016	優先日 (日.月.年) 09.07.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H03H9/19(2006.01)i, H03H9/10(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社村田製作所			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 08.09.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 鬼塚 由佳 電話番号 03-3581-1101 内線 3576	
		5W	5288

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	2	有
	請求項	1, 3-7	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2011-61418 A (日本電波工業株式会社) 2011.03.24,
段落[0013]-[0027], 図1, 2 (ファミリーなし)

文献2 : JP 2007-251918 A (株式会社大真空) 2007.09.27,
段落[0015]-[0021], 図4, 5 (ファミリーなし)

文献3 : JP 2013-21667 A (日本電波工業株式会社) 2013.01.31,
段落[0018]-[0019], [0025], 図1, 2
& US 8541928 B2, 第3欄第55行-第4欄第10行, 第5欄第49行-
第4欄第63行, 図1A-2B & CN 102694522 A & TW 201240338 A

[請求項1, 3, 4, 7について]

請求項1, 3, 4, 7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から進歩性を有しない。

文献1には、ATカット水晶振動片は、数MHz～数百MHzの振動を発生させ、水晶振動片のZ'軸方向の長さを0.40mm～0.65mm、X'軸方向の幅を0.30mm～0.50mmとし、接続電極14a、14bのX'軸方向の幅は0.14mm～0.20mmとし、当該水晶振動片は、導電性接着剤16により、ベース18上の台座15に固定されることが記載されている。そして、図2(b)には、導電性接着剤16のX'軸方向が接続電極の幅とほぼ同等であることが図示されている。

してみれば、導電性接着剤16のX'軸方向の最短距離は、接続電極14a、14b間の距離と同程度であるから、当該最短距離は、水晶振動片のX'軸方向の幅から接続電極の幅を除いた[0<最短距離≤0.22mm]となることは明らかである。

そして、当該ATカット水晶振動片において、数MHz～数百MHzのうち何Hzの振動を発生させるか、また、0<最短距離≤0.22mmのうち、最短距離をどのような値に設定するかは、当業者が適宜選択しうる設計的事項にすぎない。

よって、請求項1, 3, 4, 7に係る発明は、文献1より当業者が容易なし得るものである。

(続きは、補充欄Vを参照。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

[請求項 2 について]

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 3 に対して新規性、進歩性を有する。

特に、[水晶片の主振動の周波数が 37.4MHz であり、かつ、 $0.370 \leq P \leq 0.683$ が成立していること] ことは、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、当業者といえども容易に想到し得たことでもない。

[請求項 5 について]

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から進歩性を有しない。

文献 1 の [0016] には、台座 15 及びベース 18 は、セラミックで形成されることが記載されている。

よって、請求項 5 に係る発明は、文献 1 より当業者が容易なし得るものである。

[請求項 6 について]

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 から進歩性を有しない。

文献 1 の [0015] には、蓋体 20 が開示されている。

よって、請求項 6 に係る発明は、文献 1 より当業者が容易なし得るものである。